

秋田市本庁舎等構内除排雪業務委託 共通仕様書

1 作業実施場所

- (1) 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 (秋田市本庁舎構内)
- (2) 秋田市山王一丁目 2 番 3 4 号 (秋田市庁舎分館構内)

詳細範囲については別紙作業範囲図に定める。

2 基本事項

- (1) 作業員は、道路交通法、建設業法施行令に規定された有資格者に限る。
- (2) 熟練した作業員を配置し、本業務に関係のある法令、条例および規格等を遵守して事故のないように行うこと。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 提出書類

業務実施前に、次の書類を提出すること。

- (1) 責任者および業務従事者名簿（当該作業車両に係る運転免許証および技能講習修了証の写しを添付）
※発注者と連絡調整する者（主担当および副担当者）については、連絡先を記載すること。
- (2) 当該作業車両一覧（自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書および自動車保険契約書の写しを添付）

5 業務内容

- (1) 発注者の指示により、速やかに除排雪を実施すること。なお、秋田市が発する市内一斉除雪等の指示と本業務の指示が重なった場合においても、本業務を遂行できる体制を直ちに整え、速やかに除排雪を実施すること。

なお、指示および実施時間は原則として以下のとおりとする。

区分	指示時間	作業時間
ア 平日	当日の午後 5 時まで	翌日の午前 7 時まで
イ 休日	前日（平日）の午後 5 時まで	次の平日の午前 7 時まで
ウ 年末年始	協議により定める。	

※上記によりがたい特殊な事情が生じた場合は、両者協議により定める。

(2) 業務遂行時、圧雪層（降り積もった雪が、通行する車両の重量等で繰り返し圧縮された、密度の高い雪の層）がある場合、それを除去し、車道、歩道、および駐車場内を完全除雪すること。また、除雪した雪は発注者の指示する堆雪場に搬出すること。

(3) 除排雪業務は、次のように実施すること。

ア 除雪は、以下に定める除雪機械を使用すること。なお、本業務委託その1の受注者は、委託期間中、当課が指示する場所（秋田市本庁舎構内）に当該ローダを常駐すること。

業務区分	使用機械	助手	その他
その1	ローダ（0.5m ³ ）		構内常駐
その2	ローダ（1.3m ³ ）	○	
その3	ドーザ（8t）	○	

イ 市民の広場内は擬石平板舗装であるため、チェーンの使用は不可とする。

ウ 排雪に使用するダンプトラックは、降雪量および敷地内の状況から効率的と考えられるものを使用すること。

なお、ダンプトラックの単価は、秋田市の令和7年度道路除排雪単価表によるものとする。

ダンプトラックの規格	単価（消費税含む）
10 t	¥13,750
8 t	¥11,770
4 t	¥9,570
2 t	¥8,470

エ 業務中の交通等安全確保に十分留意し、必要な標識の設置および円滑な交通誘導を行うこと。

6 その他

- (1) 除排雪中に構内構造物を破損した場合は、速やかに担当者に連絡し、原則として受注者の責任において原状回復すること。
- (2) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して事故のないように所定の業務を行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者、受注者双方協議のうえ定めるものとする。

秋田市本庁舎構内
除排雪業務委託

作業範囲図

※  : 作業範囲を示す。

